

監査報告第2号
令和5年（2023年）5月26日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 高 橋 克 朋
同 福 田 浩 太 郎

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
まちづくり政策局	総合交通計画部		2					2		3
都市局	建築部		1					1		2
中央区	市民部									1
	保健福祉部						1	1		2
北区	市民部						1	1		3
	保健福祉部		2					2	1	3
西区	市民部		1					1		2
	保健福祉部		1				1	2		1
人事委員会事務局										
議会事務局			1					1	1	1
7局（区）	10部		8				3	11	2	18

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	みどりの推進部						
交通局	高速電車部	1	2			3	
2局	2部	1	2			3	

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
札幌丘珠空港ビル株式会社	財政援助団体		
	出資団体	1	1
公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会	財政援助団体		
	出資団体	1	3
株式会社札幌ドーム	財政援助団体		
	出資団体		
	公の施設指定管理者	5	2
一般財団法人札幌市住宅管理公社	出資団体	6	3
一般財団法人札幌市交通事業振興公社	出資団体	3	1
5団体		16	10

財政援助団体等監査

令和4年度財政援助団体等監査報告書

令和4年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財政援助団体	出資団体	公の施設指定管理者
札幌丘珠空港ビル株式会社		○	○	
公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会		○	○	
株式会社札幌ドーム		○	○	○
一般財団法人札幌市住宅管理公社			○	
一般財団法人札幌市交通事業振興公社			○	

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、58ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和3年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和5年1月11日から同年3月30日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体監査

指摘事項・意見なし

2 出資団体監査

(1) 労働基準法を遵守すべきもの

【札幌丘珠空港ビル株式会社、一般財団法人札幌市住宅管理公社】

従業員の勤務管理について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

【札幌丘珠空港ビル株式会社】

ア 労働時間が6時間を超える場合は所定の休憩時間を与えなければならないところ、これがなされていないもの

【以下、一般財団法人札幌市住宅管理公社】

イ 年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対しては、労働者自らが年5日以上の子次有給休暇を取得した場合を除き、使用者が年次有給休暇日数のうち年5日について時季を指定して取得させる必要があるところ、これがなされていないもの

ウ 法定労働時間（週40時間）を超えて労働をさせた場合は割増賃金を支払わなければならないところ、これがなされていないもの

今後は、関係法令について職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。

(2) テナント賃料等に係る適切な価格の確認について（意見）

【札幌丘珠空港ビル株式会社】

当法人では空港ターミナルビル内に入居するテナントから、建物賃貸借契約に基づき賃料、管理費、直接費（光熱水費）等を徴収しているが、これら賃料等を算出する単価（使用面積や光熱水使用量に乗じる単価）は、特別な事情がある場合を除き、現ターミナルビル開設当初より変更されていない。

開設から30年以上が経過し、特に管理費や直接費は、開設前の想定使用量や価格等に基づいて算定されており、一部実態とかい離していると考えられるものもある。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテナントに対する減免等の対応により、令和2年度の損益は純損失を計上するなど当法人としても大きな影響を受けたところである。賃貸収入は根幹的な収入であり、安定的な経営に足る収入を確保する必要があるのと同時に、公共性の高い法人であることから、賃料等が公正妥当なものであるか適宜確認を行い、必要に応じて改定

等の検討をするよう要望する。

(3) 出張旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

当法人の旅費規程では、出張に係る旅費の種類及び計算は「札幌市職員等の旅費に関する条例」等を適用すると定められているが、同条例等に照らすと本来支給対象とはならない旅費が支出されている事例がみられた。

今後は、旅費規程等を遵守するとともに、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。また、同規程等の妥当性を検証のうえ、必要に応じ見直すことも検討されたい。

(4) 食糧費（会食代）の支出について（意見）

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

当法人は、交際費及び食糧費事務取扱要領にて食糧費の執行が認められる範囲等を定めている。

同要領に基づき、協賛社等との会食に係る費用の支出に際して、本来理事長の承認を得るべきところ常務理事の承認により支出している事例がみられた。

今後は、食糧費の支出に係る手続きの合理性や適正性確保のために、同要領の妥当性を検証のうえ、必要な見直しをされるよう要望する。

(5) 金券類等の管理について（意見）

**【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会、
一般財団法人札幌市交通事業振興公社】**

金券類等の管理について、以下の事例がみられた。

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

ア 領収書について実際に保管している冊数とは異なる数が受払簿に記載されていることや、令和4年度以降使用しないこととした未使用の領収書が、そのまま使用可能な状態で保管されているものがみられた。

今後は、事故防止のためチェック体制の強化を図るなど適切に管理されるよう要望する。

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

イ 当法人では金券類や領収書等を厳正に管理するために事務取扱要領等を定めているが、金券類等における保管責任の所在や保管状況が不明確なものがみられた。

金券類等については、関係規定の趣旨を鑑み、適正な事務処理を確立した

うえで運用していただくよう要望する。

(6) 契約の履行検査に係る規程の整備について（意見）

【公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会】

当法人の財務会計規程では、「契約を締結した場合には、別に定めるところにより必要な監督又は検査をしなければならない」と定められているが、当該規程等が整備されていなかった。

今後は、契約の適正な履行を確保するため、履行検査に関し必要な事項を規程として整備するとともに、検査体制を確立したうえで適正な事務の執行に努められるよう要望する。

(7) 修繕の発注に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

一部の市営住宅等の修繕発注に当たり、施行箇所や内容などから一連のものとして一括で発注すべきと考えられる修繕を、100万円未満に複数分割して同一業者に発注・契約している事例がみられ、その総額は300万円を超えていた。

当法人の規程では、金額に応じて異なる発注手続きや必要書類等を定めていることから、今後は、規程に従い適正な事務の執行に努められたい。

(8) 産業廃棄物処理委託契約を適正に処理すべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

産業廃棄物処理について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

- ア 産業廃棄物処理委託契約書に、必要な許可証の添付がないもの
- イ 本来、産業廃棄物の収集運搬業務は、法定事項を記載した産業廃棄物処理委託契約書により実施され、その費用は当該契約書記載の金額に基づき支払われるべきところ、当該契約とは異なる別契約を締結し支払いが行われるなど、不明確な契約形態となっているもの
- ウ 最終処分終了後に支払いを行うべきところ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された最終処分終了日より前に完了検査を行い、処分事業者への支払分を含め収集運搬業者に全額を支払っているもの

これらは、産業廃棄物処理に対する職員の誤解や理解不足に起因するものである。産業廃棄物処理の事務手続は法令等により明確に規定されているため、今後は、関係法令について職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。

(9) 物品管理を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人の物品管理取扱要領において、消耗品出納簿の整備、備品の定期検査及び不用品処分の手続が定められているが、これらの事務処理が行われていなかった。このことは、前回（平成30年度）監査においてもみられたものであり、今後適正に行うとしていたにもかかわらず、実行可能な物品管理方法の検討に時間を要しているとして、いまだに改善されていない。

長期間改善されない理由は、物品管理事務の重要性に対する認識が低いことに起因していると考えられるため、今後は、組織として意識向上を図るとともに、実行可能な物品管理方法を早急に検討・策定し、適正な事務の執行に努められたい。

(10) 産業廃棄物処理費の積算を適正にすべきもの（工事設計）

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

「国土交通省 土木工事標準積算基準書」では、工事費の積算について定められている。

今回監査した土木工事において、産業廃棄物であるコンクリート杭の処理費が、当法人の定める単価に該当するものがないことから、見積により単価を策定する必要があったが、処理場から見積を徴収せずに、聞き取りによる単価で積算している事例がみられた。

担当職員の当該基準に対する認識不足や、検算審査が不十分なことが原因と考えられる。

今後は、このようなことがないように、職員へ基準書の周知徹底を図り、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。

(11) 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの（工事監理）

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「産業廃棄物処理法」という。）」等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。

今回監査した工事において、以下のような適正を欠いた事例がみられた。

- ア 産業廃棄物を仕様書に定めのない工事現場外の保管場所に搬出しているが、協議した記録がないもの
- イ 産業廃棄物の保管していた場所を示す掲示板が確認できないものや掲示板の寸法が確保されていないもの
- ウ 産業廃棄物を分別して保管していた状況が確認できないもの

- エ 産業廃棄物の運搬車両である旨の表示が確認できないもの
- オ 産業廃棄物を仕様書と異なる市外処理施設に搬出しているが、協議した記録がないもの
- カ 当該工事以外の産業廃棄物と混合して保管していたことから産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正な処理が確認できないもの

いずれの事例も、受注者の産業廃棄物処理法等に対する理解不足や認識不足が原因と考えられるが、前回の工事監査においても指摘している事例があることを鑑みると、発注者も受注者に対して、産業廃棄物の処理状況を確認すべきであったと考える。

今後は、このようなことがないように、産業廃棄物処理法等の関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

(12) 住まいの情報セミナーの拡充について（意見）

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

市民の住生活環境向上のための普及啓発事業として行っている住まいの情報セミナーについては、高齢者の関心が高いテーマで開催しているため、参加者の多くが高齢者となっている。

住生活を取り巻く課題は多岐にわたることから、より多様な市民が参加できるよう、開催内容の見直しを含め検討されるよう要望する。

(13) 女性事務職員に対する貸与被服の見直しについて（意見）

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人の規程に基づき、希望する女性事務職員に対し制服一式を貸与している。制服貸与理由は職務執行上の必要性であるが、希望者のみに貸与していることや女性事務職員のみが行う業務は無いとのことから、制服着用が職務上不可欠とは言い難いと考えられる。

経済性の確保の観点はもとより、女性事務職員に限定した制服貸与の合理性なども含めて、制服のあり方について検討されるよう要望する。

(14) 産業廃棄物処理委託業者への支払いについて（意見）

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

産業廃棄物処理に当たり、収集運搬及び処分の個々の事業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しているが、処分業者への支払いは収集運搬業者を通じて行っているため、収集運搬業者に対する手数料相当の支払いが別に発生している。

当法人から処分業者に直接処分費用を支払えば、支払手数料相当の支払いは

不要になると考えられ、経済性の確保及び処分業者に正当な処分料が支払われない等の事故防止の観点から、個々の事業者への支払いを検討されるよう要望する。

(15) 契約事務を適切に行うべきもの

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

軌道設備などの保守点検に係る委託業務において、仕様書に前年度の内容をそのまま記載していることなどで不備が生じ、契約締結後に口頭連絡で修正しているものが散見された。

今後は、仕様書を作成する際には業務内容を十分に検討するとともに、仕様の変更が必要となった場合には、口頭ではなく書面による通知を徹底することや積算額変更の検証を行うなど、適切な事務の執行に努められたい。

(16) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

当法人の債権管理要領では、入金期限を経過した債権に関して、状況を把握して半期ごとに回収計画を策定し、理事長に報告することなどを定めているが、これらがなされていない事例がみられた。

今後は、組織的かつ適正な債権管理事務の執行に努められたい。

(17) 個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

当法人の個人情報保護規程では、個人情報を取扱う業務について、個人情報取扱業務書を作成することとされているが、これが作成されていなかった。

今後は、個人情報の取扱いの重要性を再確認のうえ、規程等に則った適正な事務の執行に努められたい。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 利用券に係る事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌ドーム】

展望台及びトレーニング室の利用者に交付する利用券について、札幌ドーム条例施行規則では「利用券の種類、様式その他利用券の発行及び取扱いについて必要な事項は指定管理者が定める」と規定されているが、当該事項は定められていなかった。また、展望台利用券については、保管枚数の確認において払出枚数との突合がされていなかった。

今後は、事故や不正防止の観点から利用券に関し必要な事項を規程として明確に整備するとともに、適切な管理体制を確立したうえで、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。

(2) 再委託業務に係る契約に関する事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌ドーム】

再委託業務に係る契約について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

- ア 契約金額を変更したにもかかわらず、契約を改定していないもの
- イ 単価契約を行っている委託業務について、新たな単価を設定したにもかかわらず、契約を改定していないもの
- ウ 契約規則上、契約書等を作成する必要があるにもかかわらず、作成していないもの
- エ 契約規則上、契約相手の選定に当たり被指名者選考委員会による審査が必要とされるにもかかわらず、審査を経していないもの
- オ 産業廃棄物処理の委託について、契約書を取り交わした後に新たな品目の処理を追加しているにもかかわらず、処理対象品目及び受託者に支払う委託料（収集運搬・処分に係る単価）等の追加に係る改定契約等を取り交わしていないもの

今後は、契約規則等を遵守し、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。

(3) 再委託業務に係る履行検査を適正に行うべきもの

【株式会社札幌ドーム】

第三者への再委託業務において、管理運営業務仕様書で定める履行確認が適正に行われていない事例がみられた。

今後は、仕様書の定めに従い適正な事務の執行に努められたい。

(4) 駐車場の利用料金を適正に申請等すべきもの

【株式会社札幌ドーム】

札幌ドーム条例において、利用料金の額は、指定管理者が条例に定める利用料金の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。

当法人は、駐車場の利用料金について、札幌ドームの施設内で500円以上利用した者は3時間まで無料とすることを札幌市へ申請し承認を得ている。

しかしながら、当法人はトレーニング室を300円で利用する高齢者等についても、一律に駐車場の料金を3時間まで無料としており、この場合に係る駐車場の利用料金の申請をしていなかった。

駐車場の利用料金の設定に当たっては、条例等の定めに従い遺漏なく申請等されたい。

(5) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌ドーム】

工事の発注に当たり、建設業法の理解が不十分であること等により、以下のとおり発注者として工事の適正な施工を確保するための対応を欠く事例がみられた。

- ア 事前に受注者が建設業法上の許可を有しているか確認した形跡がないもの
- イ 建設業法で定める主任技術者について、実際には配置されていたとのことだがその記録はなく、また、請負契約書で定める受注者が提出すべき主任技術者の通知を受理していないもの
- ウ 注文請書等に、建設業法で定める請負契約書に記載すべき項目が網羅されておらず、別途当該項目が網羅された基本契約約款等も存在しないもの
- エ 受注者が作成する完了報告書の内容をあらかじめ仕様書等で明らかにしていないもの

建設業法で定める目的に「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられている。また、国土交通省作成の『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）』において、「法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならない」と明記されている。

これらのことから、建設業法に則った事務を執行することで発注者である当法人が保護され、受注者等との紛争を未然に防止することにもつながると考える。

今後は、建設業法で定める手続きをはじめとする工事発注に係る事務を適正に執行するために、契約規則の妥当性を検証したうえで必要な改正等を行うことや、チェック体制の強化を図るなど必要な対応をされたい。

(6) 再委託業務の契約内容の検討について（意見）

【株式会社札幌ドーム】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いトレーニング室の営業を休止していた期間について、同室の管理運営業務受託者に営業再開に向けた事前準備業務を別途発注していたが、契約単価等を通常営業時と同等にしたことにより結果として客観的に過大と捉えられかねない委託料を支出していた。

今後は、新たに業務を委託する際には必要業務を十分精査するとともに、不

測の営業休止等の事態が発生した場合に備え、受託者への適切な対応方法についてあらかじめ検討されるよう要望する。

(7) 再委託業務に係る契約の競争性の確保等について（意見）

【株式会社札幌ドーム】

一部の再委託業務について、利用者の安全確保や施設の安定稼働を理由に、特定の相手との契約を繰り返している事例がみられた。

前回（平成30年度）監査においても、経済性や有効性の向上に一層取り組まれるよう意見を付しているが、引き続き、透明性や経済性の確保を意識し、競争入札の実施、さらには複数年契約についても今後検討されるよう要望する。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌丘珠空港バリアフリー化設備整備補助 ②札幌丘珠空港路線需要喚起策に係る負担金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	—
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確かかつ確実に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
	<p>【指摘事項】 ・労働基準法を遵守すべきもの 【意見】 ・テナント賃料等に係る適切な価格の確認について</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《負担金》 ①パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2021事業に係る負担金 ②パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2021におけるレセプションに代わる記念品事業に係る負担金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・出張旅費に関する事務を適正に行うべきもの 【意見】 ・食糧費（会食代）の支出について ・金券類等の管理について</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>【意見】 ・契約の履行検査に係る規程の整備について</p>
<p>—</p>	<p>—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌ドーム利用料金減免補填補助 ②アマチュアスポーツ大会開催支援補助 ③施設無料化キャンペーンに係る負担金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌ドーム</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>

株式会社札幌ドーム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	—
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—

<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われな いリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われないリスク</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しな いもの</p>	

<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>【指摘事項】 ・再委託業務に係る契約に関する事務を適正に行うべきもの ・再委託業務に係る履行検査を適正に行うべきもの ・工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの 【意見】 ・再委託業務の契約内容の検討について ・再委託業務に係る契約の競争性の確保等について</p>
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・利用券に係る事務を適正に行うべきもの ・駐車場の利用料金を適正に申請等すべきもの</p>
	

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	/

一般財団法人札幌市住宅管理公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品管理を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕の発注に関する事務を適正に行うべきもの ・ 産業廃棄物処理委託契約を適正に処理すべきもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理委託業者への支払いについて
/	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法を遵守すべきもの ・ 産業廃棄物処理費の積算を適正にすべきもの（工事設計） ・ 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの（工事監理） <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいの情報セミナーの拡充について ・ 女性事務職員に対する貸与被服の見直しについて

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	/

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金券類等の管理について
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務を適切に行うべきもの
/	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 札幌丘珠空港ビル株式会社

この法人は、道内航空網の拠点である札幌丘珠空港において、貸室業及び空港利用施設の賃貸業、物販業等を営むことを目的として、平成2年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し資本金総額4億9,800万円のうち1億3,000万円（出資比率26.1%）を出資している。また、令和3年度は、この法人が行う札幌丘珠空港バリアフリー化設備整備に係る経費等に対し454万円の補助金等を交付している。

補助金等の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌丘珠空港バリアフリー化設備整備補助	4,070,000	まちづくり政策局 空港活用推進室
札幌丘珠空港路線需要喚起策に係る負担金①	385,870	
札幌丘珠空港路線需要喚起策に係る負担金②	84,352	
合 計	4,540,222	

(2) 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

この法人は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌を通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、あわせて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的として、平成14年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額1億3,676万円のうち1億円（出資比率73.1%）を出資している。また、令和3年度は、この法人が行うパシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2021事業に係る経費等に対し1億4,755万円の負担金を交付している。

負担金の内容

(単位 円)

区 分	負 担 金 額	所 管 部 局
パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2021事業に係る負担金	146,908,000	市民文化局 文 化 部
パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2021におけるレセプションに代わる記念品事業に係る負担金	649,000	
合 計	147,557,000	

(3) 株式会社札幌ドーム

この法人は、札幌ドームの管理運営、スポーツ・芸能に関する興行、各種行事の企画・運営、食料品等の販売、宣伝広告事業などを行うことを目的として、平成10年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し資本金総額10億円のうち5億5,000万円（出資比率55.0%）を出資している。また、公の施設である札幌ドームの管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として7,013万円を支出するとともに、この法人が行う札幌ドームの運営に係る経費等に対し6,449万円の補助金等を交付している。

補助金等の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
札幌ドーム利用料金減免補填補助	39,522,000	ス ポ ー ツ 局 ス ポ ー ツ 部
アマチュアスポーツ大会開催支援補助	23,000,000	
施設無料化キャンペーンに係る負担金	1,977,396	
合 計	64,499,396	

2 出資団体監査

- (1) 札幌丘珠空港ビル株式会社（所管：まちづくり政策局空港活用推進室）
法人の概要については、1(1)参照

第1表 第32期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	171,412
	(うち札幌市からの委託料)	(3,300)
	経 常 費 用 B	168,793
	経 常 損 益 C=A-B	2,618
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	1,147
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	1,470
	前 期 繰 越 利 益 H	79,234
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	80,705
財 政 状 態 (令和4年3月31日現在)	流 動 資 産 J	309,806
	固 定 資 産 K	507,283
	資 産 合 計 L=J+K	817,089
	流 動 負 債 M	53,792
	固 定 負 債 N	34,591
	負 債 合 計 O=M+N	88,383
	資 本 金 P	498,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	230,705
純 資 産 合 計 S=P+Q+R	728,705	
	負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	817,089

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和4年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	2,600	26.1
ANAホールディングス株式会社	2,500	25.1
北海道	1,300	13.1
株式会社日本政策投資銀行	1,300	13.1
札幌商工会議所	862	8.7
株式会社北洋銀行	498	5.0
株式会社北海道銀行	450	4.5
北海道電力株式会社	200	2.0
ほくよう保険サービス株式会社	150	1.5
北海道瓦斯株式会社	100	1.0
合 計	9,960	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会
(所管：市民文化局文化部)

法人の概要については、1(2)参照

令和3年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	261,497 (121)
	経常費用 B	266,729
	経常増減額 C=A-B	△ 5,231
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	20
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 5,251
	一般正味財産期首残高 G	148,391
	一般正味財産期末残高 H=F+G	143,139
	当期指定正味財産増減額 I	84
	指定正味財産期首残高 J	138,168
	指定正味財産期末残高 K=I+J	138,252
	正味財産期末残高 L=H+K	281,391
財政状態 (令和4年3月31日現在)	流動資産 M	84,251
	固定資産 N	228,125
	資産合計 O=M+N	312,376
	流動負債 P	30,985
	固定負債 Q	0
	負債合計 R=P+Q	30,985
	指定正味財産 S	138,252
	一般正味財産 T	143,139
	正味財産合計 U=S+T	281,391
	負債及び正味財産合計 V=R+U	312,376

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

(3) 株式会社札幌ドーム（所管：スポーツ局スポーツ部）
 法人の概要については、1(3)参照

第1表 第24期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A (うち札幌市からの委託料)	3,324,451 (8,956)
	経 常 費 用 B	2,934,191
	経 常 損 益 C=A-B	390,259
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	74,864
	法 人 税 等 調 整 額 F	90,859
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	224,535
	前 期 繰 越 利 益 H	1,261,603
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	1,486,139
財 政 状 態 (令和4年3月31日現在)	流 動 資 産 J	3,841,337
	固 定 資 産 K	348,180
	資 産 合 計 L=J+K	4,189,517
	流 動 負 債 M	994,087
	固 定 負 債 N	77,291
	負 債 合 計 O=M+N	1,071,378
	資 本 金 P	1,000,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	2,118,139
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	3,118,139
	負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	4,189,517

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和4年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	11,000	55.0
札幌商工会議所	1,000	5.0
北海道電力株式会社	1,000	5.0
北海道瓦斯株式会社	600	3.0
株式会社北海道新聞社	600	3.0
株式会社北洋銀行	600	3.0
株式会社北海道銀行	600	3.0
サッポロビール株式会社	600	3.0
株式会社西武リアルティソリューションズ	600	3.0
その他18社	3,400	17.0
合 計	20,000	100.0

(4) 一般財団法人札幌市住宅管理公社（所管：都市局市街地整備部）

この法人は、市営住宅の維持管理等を行うことを目的として、昭和52年に設立されたものである。現在は、札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び公的施設の管理に関する事業を行っている。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額1,000万円のうち500万円（出資比率50.0%）を出資している。

令和3年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	5,213,612 (5,200,957)
	経常費用 B	5,183,908
	経常増減額 C=A-B	29,703
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	75
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	29,628
	一般正味財産期首残高 G	337,956
	一般正味財産期末残高 H=F+G	367,585
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	5,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	5,000
	正味財産期末残高 L=H+K	372,585
財政状態 (令和4年3月31日現在)	流動資産 M	901,120
	固定資産 N	247,821
	資産合計 O=M+N	1,148,942
	流動負債 P	590,082
	固定負債 Q	186,274
	負債合計 R=P+Q	776,356
	指定正味財産 S	5,000
	一般正味財産 T	367,585
正味財産合計 U=S+T	372,585	
負債及び正味財産合計 V=R+U	1,148,942	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

(5) 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（所管：交通局事業管理部）

この法人は、札幌市の交通問題に対する市民の意識の啓発、交通道德の普及、札幌市が行う交通事業の利用者の便益増進に関する事業等を行うことにより、交通事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額3,000万円のうち1,250万円（出資比率41.6%）を出資している。

令和3年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区分	項目	金額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	5,380,980 (4,082,729)
	経常費用 B	5,352,422
	経常増減額 C=A-B	28,557
	経常外増減額 D	△ 2,069
	法人税等 E	27,875
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 1,387
	一般正味財産期首残高 G	488,401
	一般正味財産期末残高 H=F+G	487,014
	当期指定正味財産増減額 I	△ 2,500
	指定正味財産期首残高 J	15,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	12,500
正味財産期末残高 L=H+K	499,514	
財政状態 (令和4年3月31日現在)	流動資産 M	1,526,392
	固定資産 N	93,165
	資産合計 O=M+N	1,619,558
	流動負債 P	1,120,044
	固定負債 Q	0
	負債合計 R=P+Q	1,120,044
	指定正味財産 S	12,500
	一般正味財産 T	487,014
	正味財産合計 U=S+T	499,514
負債及び正味財産合計 V=R+U	1,619,558	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 株式会社札幌ドーム

法人の概要については、1(3)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌ドーム	70,137,934	1,630,648,696	スポーツ局 スポーツ部
合 計	70,137,934	1,630,648,696	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。